

平成26年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第1号）

平成26年3月7日（金）
午前10時 開 議

【再 開】

【 会議録署名議員の指名 】	
日程第1	会議録署名議員の指名	
【 諸般の報告 】	
日程第2	諸般の報告	
	・例月現金出納検査報告書の配布	
	・要望書の配布	
	(1) 要望第7号 要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書 提出に関する要望書	
	(2) 要望第8号 これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書	
	・出張報告	
【 町長施政方針演述 】	
日程第3	町長施政方針演述	
【 教育委員長教育行政方針演述 】	12
日程第4	教育委員長教育行政方針演述	
【 議案第3号～議案第22号上程、説明 】	13
日程第5	議案第3号 平成26年度葛巻町一般会計予算	
日程第6	議案第4号 平成26年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算	
日程第7	議案第5号 平成26年度葛巻町簡易水道事業特別会計予算	
日程第8	議案第6号 平成26年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算	
日程第9	議案第7号 平成26年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算	
日程第10	議案第8号 平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算	
日程第11	議案第9号 平成25年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）	
日程第12	議案第10号 平成25年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 （第3号）	
日程第13	議案第11号 平成25年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	

- 日程第14 議案第12号 平成25年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第15 議案第13号 平成25年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第16 議案第14号 葛巻町使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第15号 葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第16号 葛巻町飲料水供給施設条例等の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第17号 国民健康保険葛巻病院使用料及び手数料条例の一部を改正
する条例
- 日程第20 議案第18号 葛巻高原食品センター条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第19号 葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第20号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の
増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に
関し議決を求めることについて
- 日程第23 議案第21号 平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計資本剰余金の
処分について
- 日程第24 議案第22号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることにつ
いて

【一般質問】

日程第25 一般質問

(1) 1番 柴田勇雄君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

- (1) 町の空き家対策について
- (2) 国保会計の財政運営について

平成26年葛巻町議会3月定例会議 会議録 (第1号)						
議事日程告示年月日	平成26年2月27日(木)					
再開年月日	平成26年3月7日(金)					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	平成26年3月7日(金) 開議10時00分 散会14時32分					
議員出席状況 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	柴田 勇雄	○			
	2	鈴木 満	○			
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	高宮 一明	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	2番	鈴木 満		4番	小谷地 喜代治	
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子		議会事務局総務係長	遠藤 政明	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	健康福祉課長	鳩岡 修
	副町長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長	山下 弘司
	教育委員長	千葉 洋一	建設水道課長	村木 淳一
	農業委員会長	鈴木 努	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	代表監査委員	馬淵 文雄	病院事務局長	岩泉 宇昭
	教育長	中田 直雅	農業委員会事務局長	深澤口 和則
	総務企画課長	村中英治	総務企画課総合政策室長	服部 隆行
	政策秘書課長	丹内 勉	総務企画課財政係長	大川原 洋一
	住民会計課長	上小路 隆男		

(開議時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、平成26年葛巻町議会を再開します。

これから、平成26年葛巻町議会3月定例会議を開きます。

ただいまの出席議員は、8名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、本定例会議の会議日程は、本日から3月18日までの12日間とします。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、2番、鈴木満君、4番、小谷地喜代治君を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。

次に、要望第7号、要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書及び要望第8号、これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書の2件については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。

次に、出張報告をします。

平成25年第15回葛巻町議会定例会から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。

これで、出張報告を終わります。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、町長施政方針演述を行います。

町長。

町長 (鈴木重男君)

本日ここに平成26年葛巻町議会3月定例会議が開催されるに当たり、平成26年度の町政運営について、私の所信の一端を申し上げます。

私は、平成23年8月、多くの町民の皆様からご信任を賜り、2期目の町政を担当させていただき、現在に至るものであります。2期目の私の公約は、安心して住み続けたまちづくり、夢のあるまちづくり、誇りを持てるまちづくりを三つの柱に掲げ、官とか民とかの区別ではなく、町民が一体となった光り輝くまちづくりを実現していくことをお約束し、全力で町政運営に傾注してまいりました。

私は六つの基本政策と23の施策を公約として掲げ、その実現を町民の皆様にお約束いたしました。その六つの基本政策の中で、その第1に掲げ、町政の長年の課題でもあ

りました葛巻病院の改築事業及び江川簡易水道の整備に着手しました。この大事業は、第1の基本政策である安心して快適に暮らせる基盤の確立につながる重要な事業であります。

また、地域情報通信基盤施設の本格運用も始まり、一斉指令システムによる火災、防災情報の迅速な提供をはじめ、くずまきテレビによる、くずまきトピックス、その他の行政情報の提供、その伝達手段である携帯電話エリア拡大、エリア放送、屋外告知放送、防災ラジオの無償貸与など伝達手段の多重化などにより、山村地域で先進的な情報基盤の活用を進める町として町内外及び専門家等からも高い評価をいただいているところであります。また、さらに災害時の避難場所ともなる地区センター、小中学校など公共施設への太陽光発電設備及び発電機の整備は、第2の基本政策である災害に強く安全に暮らせる基盤の整備が大きく向上し、災害時の町民の不安解消につながるものであります。

ソフト面でも、中学生以下の医療費の完全無料化、5歳児保育料の無料化を実施するなど日常生活に密着した各種の助成事業に取り組むほか、学力向上支援員の配置や就学前教育の充実、さらには温水プールなど教育施設の充実は、第3の基本政策である子どもたちが健やかに育つ環境の整備に向けて大きく前進したものであります。

産業面では、6次産業化・くずまきジェラート工房の開業や、悲願であった、くずまき高原を冠にしました葛巻産生乳による低温殺菌牛乳の県内量販店などでの発売、くずまき高原カラマツの取り組みなど、くずまきブランドの確立に向けた動きを加速させているところであります。

基幹産業では、新葛巻型酪農構想プロジェクトを立ち上げましたが、これは東北一の酪農の町の未来を見据えた新たなスタートとなるものであり、第4の基本政策である基幹産業の推進と付加価値化の推進に向け着実に成果が現れてきており、さらなる産業基盤の構築につながる重要なことと考えております。

インフラ整備の面では、県の国道整備と一体となったJRバス葛巻駅周辺を核とした中心市街地の振興についても、商工会や自治会関係者などによる構想の取りまとめ段階に入っており、その一環として県が進め、町としても県に強く要望活動を続けてきた国道281号及び340号の茶屋場交差点と元町橋から江川方面の改良整備並びに町道茶屋場田子線の道路改良が目に見える形で進み、町民も大きな変化を実感することができる状況となっており、第5の基本政策である人が集い賑わう商工、観光の推進が大きく動き出しております。

環境負荷の小さい循環型社会の構築を目指し、基幹産業である酪農と林業の生産から生まれる副産物の有効活用を図るとともに、町民の皆様のご理解とご協力をいただき、ごみの減量化と資源リサイクルで県内一の自治体となりました。さらに、町としてその実現を強く働きかけてきた上外川地区の大規模風力発電施設の建設計画が発表されるなど、クリーンエネルギー推進のまちとして、さらなる飛躍につながる出来事であり、第6の基本政策である豊かな自然との共生と地域資源の活用が着実に前進しているところであります。

私がお約束した以上六つの基本政策と23の施策については、任期半ばを過ぎたとこ

ろではありますが、所期の目的、目標が達成され、あるいは着手し、着実に進展している段階にあるものと考えているところであります。

また、以上のような取り組みなどが、視察関係者やマスコミ報道等で数多く取り上げられ、県内外の自治体関係者をはじめ、広く一般の方々からも葛巻は元気なまちとの声を耳にする機会が増えております。町内の各種会合におきましても、町民の方々からも直接そういったお話をよく伺うことがございます。私をはじめ、町民や町出身者にとっても喜ばしく、励みや誇りに思えるものと感じております。

これは、まさに私が自らの公約である安心して暮らせる六つの基本政策の実現に取り組んできたことでもあり、このことが北緯40度ミルクとワインとクリーンエネルギーの町を町民が実感し、基本構想が定める町の将来像である地域の資源を宝に変えて幸せを実感できる高原文化のまちづくりにそのままつながっていくものだということを私も実感をいたしているところであります。

こうした状況の中で迎える平成26年度であります。国政においては、一昨年12月に第2次安倍内閣が発足し、長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却を最優先課題として、アベノミクスと呼ばれる一連の経済財政政策を推進しております。また、4月からの消費税率引き上げ決定やTPP交渉参加、農業政策の大転換など様々な面で大きな変化が見られる国政運営となっております。

このことから、平成26年度予算編成においては、ハード面では、葛巻病院の改築や江川簡易水道整備の事業費を大幅に増額し、早期完成を目指し本格的な事業の推進を図ってまいります。総合運動公園の大規模改修や定住促進住宅の整備など定住対策につながる大型事業にも取り組んでまいります。

ソフト面で特徴的なものを一部申し上げますと、町民生活に身近なものとしては、県下で下位にある、下の方にあります水洗化率を県平均近くまで短期間に引き上げたいと考えており、水洗化工事に対する補助対象を一般世帯にも拡大してまいります。5歳児を対象に無料化している保育料について、制度を拡充し、第3子以上の場合1子分を無料化し、子育て支援をさらに充実してまいります。また、人工透析患者に限っていた通院費の助成を精神障がい者、難病患者に拡大し、受診率の向上を図ってまいります。

4月からの消費税率引き上げに伴い、町民への影響を考慮し、地区センターや宿泊施設など町民の利用に供する施設の使用料などは据え置きとしたほか、町内経済への影響を考慮し、快適な住まいづくり応援事業など町単独の助成事業などは継続、あるいは拡充して実施することといたしました。

私は、町民が抱える不安をひとつでも多く取り除くことで安心して暮らせる環境を整え、町民にとって住み続けたいと思えるまちづくりを実現したいと常々申し上げております。そうした観点から、各分野において地域間やハード事業とソフト事業のバランスを取りつつスピード感を持ちながら一步一步着実に前進してまいりたいと考えております。

次に、平成26年度の財政運営について申し上げます。

一般会計予算については、総額が5,220,044,000円で、前年度を119,534,000円、2.3パーセント上回る規模となっております。

歳出ですが、投資的経費は、総合運動公園改修事業や町道茶屋場田子線改良事業の本格化により事業費が増嵩し、前年度より37.6パーセント増の796,000,000円ほどとなり、第4次行革大綱に取り組んだ平成17年度以降では、最も高額であった平成20年度の728,000,000円を上回る規模となりました。一方で、義務的経費である人件費で19,000,000円、2.4パーセントの減であります。公債費で98,000,000円、13パーセントの減。合わせて117,000,000円を縮減し、義務的経費の抑制を図ったところであります。

次に、歳入では、自主財源となる町税は6年ほどほとんど増減がなく470,000,000円から480,000,000円で推移しております。一般財源の要である地方交付税は、地方財政計画における基本方針を踏まえ、普通交付税は前年度より40,000,000円、1.4パーセント減の2,820,000,000円と見込んだところであります。町債は、普通建設事業費の伸びに伴い、前年度より81,900,000円、21パーセント増の471,000,000円と見込みました。

基金については、地域づくり振興基金及び公共施設等整備基金からの目的に沿った繰り入れを行い、当該事業の推進を図ってまいります。なお、財政調整基金からの財源補てん的な繰り入れは行わずに、必要となる財源を確保したところであります。当該基金の残高は、県内町村の平均を金額及び標準財政規模に対する比率でも大きく下回っている状況にあります。

町税などの自主財源の割合は全体の18パーセントにとどまり、依然として地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない財政構造であることに変わりないことから、国、県の動向を注視しながら優位な財源の確保に努めていく必要があります。

地方債の現在高については、26年度末で5,759,000,000円となり、25年度末から106,000,000円の減額となる見込みであり、地方債償還額から発行額を控除したプライマリーバランスは、平成16年以降、黒字を堅持しており、地方債残高の大幅な減少を続けているところであります。

26年度からの向こう3カ年間については、いわゆるハード整備に係る事業が集中していく見込みであり、これまで大幅に改善を続けてきた実質公債費比率や将来負担比率などの財政指標も若干の影響が予測されることから、今後の財政運営におきましては、中期的な財政見通しをしっかりと見極めながら選択と集中による抜本的な見直しを進め、限られた財源の重点的かつ効果的な活用に努めてまいります。

次に、平成26年度の重点施策の概要について申し上げます。

第1は、健康で快適に暮らせるまちづくりについてでございます。

健康づくりの推進については、町民の健康増進を総合的に推進するための基本となる第2次健康くずまき21プランは、平成26年度から35年度までの10カ年を計画期間としており、町民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小や生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底などに取り組んでまいります。また、生活の基礎となる健康を支えるために必要な支援を講ずるため、保健、医療、介護、福祉の各分野が連携し、包括的に推進してまいります。

地域福祉については、一人暮らし高齢者や障がい者など、災害時の避難行動に支援が

必要な方々の支援について、民生児童委員や自治会などの関係者との連携体制を強化し、災害時の避難行動支援が適切に行われる体制の充実を図ってまいります。

こころの健康づくりについては、個別訪問による、うつスクリーニング事業を行い、ハイリスク者の早期発見など、二次予防に重点を置いた事業を展開するとともに、医療機関へ適切につなぐため、医師と保健師が連携した保健活動を行います。

生活習慣病の予防については、春の生活習慣病予防検診に伴う結果説明会を地区単位で開催するとともに、葛巻病院と連携し、医師の講演を取り入れ、生活習慣病予防の普及啓発と各検診受診率の向上に努めてまいります。

また、平成26年度は、生活習慣病のひとつの要因とされる塩分の過剰摂取について着目し、町民の塩分摂取状況を把握するための調査事業を関係団体と連携し実施いたします。

医療費助成については、子育て世代の経済的負担軽減のため、15歳以下のすべての乳幼児、児童生徒が安心して医療を受けられるよう医療費助成を継続してまいります。感染症予防対策については、新たな支援として、乳幼児を対象としたB型肝炎ワクチン接種費用への助成を開始します。

また、ロタワクチンや高齢者用肺炎球菌ワクチンなど、計7種類の任意予防接種ワクチンの接種費用についても継続して助成を行います。

病院経営については、体制の維持充実に全力で取り組んだ結果、現在5名の常勤医師が診療にあたっております。

訪問診療の充実など、超高齢化に対応した医療サービスにより、地域医療の中核施設として町民から信頼される医療の提供と経営の健全化に努めてまいります。

病院の新築については、葛巻病院基本構想で定めた施設整備の基本方針に基づく病院づくりを実現するため、プロポーザル方式による設計施工一括発注により早期着工を目指してまいります。

国民健康保険については、国保税の減収など厳しい財政状況が続いていることから、引き続き国保財政自立対策費として一般会計からの繰り入れを行うとともに、国保税の収納率の向上に努めてまいります。

高齢者福祉については、高齢化率が38パーセントを超える中で、高齢者健康福祉計画の見直しを行い、社会参加と生きがいづくり、健康づくりと介護予防、安心のためのサービス充実を柱に、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるための支援を充実してまいります。

養護老人ホームの改築については、老朽化が著しいことから、今後も安心して暮らし続けることができるよう、基本設計の策定、建設場所の選定や用地取得など、順次、事業を進めてまいります。

介護保険事業については、在宅療養者が安心して生活し続けることができるよう、医療、介護などが連携して在宅医療に関する普及活動を行うなど、在宅医療、介護の提供体制の充実を図ってまいります。

障がい者福祉については、これまで慢性腎不全による人工透析治療患者を対象に実施してきた長期療養者通院費助成事業に、新たに精神障がい者と難病患者を加え、障がい

者等通院交通費助成事業を実施し、慢性疾患を持つ障がい者などの心身の健康の保持と福祉の増進を図ってまいります。

また、平成23年度に策定した障がい者福祉計画については、その実施計画部分である第3期障がい福祉計画の期間が終了することから、平成27年度から3カ年の第4期障がい福祉計画を策定し、障がい者が安心して暮らすことができるまちを目指し、障がい福祉サービス基盤の充実を検討してまいります。

子育て支援については、平成27年4月から子ども・子育て支援法による新たな子育て支援制度が施行されます。このため、平成26年度は、昨年10月に設置した子ども・子育て会議に意見を求めながら、平成27年度からの新しい子育て支援計画を策定し、町に住む子育て世代が安心して生み育てられるまちを目指し、各種子育て支援施策の充実を検討してまいります。

消費者行政については、盛岡広域8市町で消費者トラブルの啓発活動を連携して取り組んでおります。さらに、近年増加している消費者トラブルを未然に防ぐため啓発チラシの配布、出前講座の開催や情報提供などを積極的に推進してまいります。

水道事業については、安全で安心な飲料水の提供に努めるとともに、本格化する江川簡易水道整備事業の円滑な推進を図り、効率的な水道事業の運営に努めてまいります。下水道事業については、集中的に水洗化率の向上を図るため、新たに水洗化普及支援事業を創設し、水質の保全と快適な生活環境の向上に努めてまいります。

第2は、地域で支え合うまちづくりについてでございます。

防災については、災害時に対応した地域の防災拠点となる学校などの公共施設への再生可能エネルギーの導入を引き続き推進するとともに、役場庁舎周辺の防災拠点施設に対して災害時に必要な自立分散型のエネルギー供給システムの導入を推進し、防災拠点施設の緊急時の機能強化を図ってまいります。

また、岩手県広域防災拠点配置計画により、県北部、県南部それぞれ2カ所に設置する後方支援拠点のひとつとして葛巻町が選定されたことを受け、町内既存施設を活用した、人・物・情報に関する支援を行ってまいります。

消防については、機能別団員を新たに導入するとともに、装備の充実を図り、若い世代の積極的な消防団加入促進に取り組むなど、消防団活動の充実強化に努めてまいります。

消防・防災施設の整備については、消防活動の充実を図るため、救助資機材搭載型小型ポンプ積載車を今年度以降、配備してまいります。

また、119番通報を一括処理する盛岡広域、奥州金ヶ崎地区、北上地区消防本部共同の消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備等が平成28年度から運用できるよう進めてまいります。このことにより、火災出動など、より迅速かつ効率的な消防救急活動が可能となります。

防犯・交通安全については、事故が多発している高齢者への交通指導、子どもたちへの交通安全教育など関係団体と連携して交通事故防止の啓発活動を行うとともに、防犯指導員などと連携し、地域が一体となった防犯活動の推進に努めてまいります。

また、防犯灯の設置要望などを踏まえた整備を進めてまいります。

第3は、環境を守り育てるまちづくりについてでございます。

一般廃棄物処理については、一昨年10月から実施した、ごみの細分化の取り組みが可燃ごみの減量に大きな成果を上げているところであります。資源化の取り組みについては、減らす・再利用・再資源化の3R活動を今後も推進してまいります。

また、焼却施設の精密機能検査、埋立処理場の残余量の調査などを実施し、両施設の延命化を図ってまいります。

新エネルギー・省エネルギー推進については、電気自動車を購入するとともに、次世代自動車充電施設整備を進め、低炭素社会の実現に向けた環境整備を推進してまいります。

第4は、資源を生かした産業を推進するまちづくりについてでございます。

農業については、国において、農業を競争力のある産業とするための政策、産業政策と農業、農村の有する多面的機能を維持、発揮するための政策、地域政策を農業政策の両輪として取り組む方針のもと、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払い制度の創設の四つの大きな改革が行われることから、これらに関する国、県の情報を的確に農業者に周知しながら、農家の経営安定化に努めてまいります。

また、地域における人と農地の問題を一体的に解決するため、農業者の話し合いによる地域農業マスタープラン、人・農地プランの定期的な見直しを進めるとともに、見直しに当たっては、都道府県段階に新たに設置される農地中間管理機構、農地集積バンクや農業委員会などの関係機関と連携し、認定農業者など地域の中心となる経営体への農地の利用集積を図り、併せて新規就農者の確保、育成に努めてまいります。

経営所得安定対策については、平成27年度からの大幅な制度変更を踏まえ、集落座談会などを開催しながら制度の周知及び加入の促進を図り、食料自給率の向上と農業経営の安定に取り組んでまいります。

農業後継者対策については、推進団体の活動費に対する助成を継続するほか、農業委員会など関係機関と連携をし、後継者確保に取り組んでまいります。

園芸・特産作物の振興については、地域振興作物の生産拡大と葉たばこ農家の経営安定並びに所得向上に努めてまいります。

耕作放棄地については、農地中間管理機構と連携しながら、耕作放棄地の解消に取り組むとともに、遊休農地などに菜種の作付けを推進して、菜種油の生産、販売を行い、資源循環型社会の構築に努めてまいります。

畜産振興については、持続可能な酪農生産体制を構築し、合理的かつ効率的な酪農生産を実現することにより東北一の酪農郷くずまきを発展させるため、引き続き、新葛巻型酪農構想プロジェクトを進めてまいります。このプロジェクトにおいては、大規模経営体の育成、コントラクターやTMRセンターなど外部委託組織の育成、畜ふんバイオマスなど再生可能エネルギーの導入などの可能性を探りながら、より具体的なビジョンを示してまいります。

また、原子力発電所事故による風評被害を払拭するため、平成24年度から進めている粗飼料生産基盤除染対策事業、いわて型牧草地再生対策事業については、作業委託先

の拡大などにより、牧草地の除染を加速化してまいります。

畜産生産基盤対策では、良質な粗飼料生産に立脚した足腰の強い畜産経営を確立するため、草地造成や草地改良を進めるとともに、粗飼料生産機械の導入などを進めてまいります。

農家支援対策では、酪農の機能分担方式を強化するため、畜産開発公社への育成牛預託事業への助成を行うなど、各種事業を展開してまいります。

生産基盤の整備については、県営事業の中山間地域総合整備事業江川地区が継続実施されるほか、一般農道江川中部3期地区については、新規採択に向け国、県に強く要望してまいります。

また、農作物の生産や育林などに支障がなく安全に通行できるよう農道、林道の維持修繕に努めてまいります。

林業振興については、森林整備事業へ町単独の嵩上げ補助を継続するとともに、利用間伐を推進するため森林作業道の開設に対する補助制度を拡充し、高性能機械を生かした低コストで効率的な安全施業推進と町産材の安定供給体制の構築、利用拡大を図ってまいります。

林道整備については、鈴峠1号線、2号線、畑福線及び旧緑資源機構から県に引き継がれた安孫・平糠線、鷹ノ巣・鰻沢線の5路線が継続実施されます。

治山事業については、上名前端地区の雪崩防止工事が継続されるほか、上外川地区の保安林整備が継続実施されます。

林業施設については、経年劣化の著しい森の館ウッディのペレットボイラーを更新いたします。

商工業の振興については、中心市街地の活性化に取り組む、まちなか活性化協議会の活動を強力的に支援してまいります。

また、快適な住まいづくり応援事業、商店等設備更新支援事業、くずまき型持続可能な産業づくり支援事業などの活用促進を図り、商工業の持続的な経営の支援や、後継者、起業家などの人材育成に努めるとともに、新たな雇用創出を図るため、情報収集に努めながら企業誘致に取り組んでまいります。

第5は、人と文化を育むまちづくりについてでございます。

就学前教育については、年長児の保育料無料化に加え、多子世帯に対する保育料軽減をさらに拡充するとともに、幼児教育の一環としてバイオリンを導入し、子どもの心を豊かに育む教育活動に取り組んでまいります。

小・中学校教育については、昨年度の耐震診断の結果を踏まえ耐震補強工事を進め、児童生徒の安心安全な学校生活を確保してまいります。

老朽化が著しい江川小学校の校舎については、改築に向け基本計画の策定などを進めてまいります。また、引き続き小学校に学力向上支援員を配置して複式学級などにおける授業をサポートするとともに少人数指導によるきめ細やかな教育を推進し、児童の学力向上に努めてまいります。

高等学校教育の振興については、昨年、3年生の進学希望者を対象に行っている土曜学習会に盛岡市の予備校講師を招き講義を実施した結果、国公立大学合格者10名とい

う成果を上げました。今後も継続してまいります。

また、葛巻高等学校教育振興協議会に対する支援を継続し、魅力ある学校づくりのほか、生徒の遠距離通学対策など、葛巻高等学校の存続発展のために、さらに力強く取り組んでまいります。

生涯学習については、昨年、生涯学習の町宣言 20 周年記念大会を開催し、これまでの取り組みを総括し、今後 5 カ年間の第 7 次生涯学習推進計画を策定しました。今後は、この計画に基づいた新たな学習機会の創出や学習支援の充実を進めてまいります。

青少年の健全育成については、青少年育成ネットワークなどの関係機関をはじめ、家庭、学校、地域社会が一体となって取り組まなければなりません。沖縄県北中城村との中学生交流活動やジュニアリーダー研修、ミニサッカー大会や子どもスポーツ交流大会の開催を支援し、青少年の心に響く事業を推進してまいります。

生涯スポーツ・レクリエーションについては、町民だれもが、生涯のそれぞれの段階に合わせ、健康と生きがいづくりのために、いつでも、どこでも、気軽にスポーツ活動に親しむことができる環境の整備に努めてまいります。

総合運動公園の大規模改修については、グラウンドの芝生化、陸上用トラックの全天候型舗装及び夜間照明の整備をはじめ、平成 28 年度に開催が決定した希望郷いわて国体の葛巻町実行委員会をこの 3 月に設立し、野球場のスコアボードの改修を行うなど、本町で初めて開催される国体競技への準備を進め、新たな健康スポーツへの取り組みと競技スポーツの技術力向上を目指し、スポーツへの関心の高まりを図ってまいります。

今年度は町民総合体育大会が 30 回目、チャレンジデー参加が 20 回目という節目の年を迎えますので、これまでの取り組みの総括と新たなスポーツ推進につながる記念イベントを開催をいたします。

文化の創造と継承については、優れた芸術文化の鑑賞機会を設けるとともに、町民の芸術文化活動の発表、体験の場として生涯学習フェスティバルや地区文化祭を開催するなど、日常の身近な文化活動を助長してまいります。

また、地域に伝わる郷土芸能団体の連携を図り、伝承活動が後世につながる活動支援を進めてまいります。

第 6 は、交流を広げ、誇りをもって情報発信するまちづくりについてでございます。

国道・県道の整備については、均衡ある地域社会形成のために、広域的な連携、交流、地域振興につながる安全な道路の早期整備について、国、県に要望してまいります。

国道 281 号と国道 340 号の茶屋場交差点付近の改良や、国道 281 号大坊地区の拡幅工事は引き続き進められます。

平庭の道路整備については、関係する市町村と連携を図りながら、早期実現に向け引き続き要望してまいります。

砂防事業については、市部内地区の工事が引き続き実施される予定であり、馬淵地区も工事が実施される予定であります。平船地区では、引き続き調査設計が行われる予定であります。

町道については、豊かな生活環境の創造と地域活性化の推進や安全安心を確保するため、維持修繕を計画的に行い道路環境の整備に努めてまいります。

茶屋場田子線については、引き続き用地の取得とともに県代行事業への採択に向けて県との協議を進めてまいります。

老朽化した大橋を含む葛巻浦子内線は狭隘であることから、拡幅や改良のための調査を進め、町裏線についても流雪溝機能を充実させるべく調査を進めてまいります。寺沢線については、改良事業を実施し通行の安全を確保します。

また、除雪作業の効率化を図るため、除雪ドーザを更新します。

河川については、倒木などの障害物を除去することで水環境を保全するとともに、倒木が起因する災害の発生防止に努めます。

災害復旧については、町民の日常生活に支障を来さないよう配慮しながら、早期の完成を目指します。

中心市街地の再整備については、まちなか活性化協議会から提案のあった交流拠点施設活用に関する意見などを踏まえ、交流拠点施設整備基本計画策定に向けた調査業務を進めてまいります。

バス交通対策については、昨年度から始めた町内路線バス一律100円均一を継続し、町民の足確保と利用者の負担軽減に努め、町内路線バスの利用拡大を図るとともに、広域生活バス路線維持などの取り組みを行ってまいります。

地域情報基盤施設については、ケーブルテレビネットワーク網におけるラジオ放送の受信環境の改善を図るとともに、くずまきテレビの放送内容の充実に努め、様々な情報伝達手段を活用し、災害時における迅速かつ的確な情報提供を行います。

第7は、協働のまちづくりについてでございます。

まちづくりへの住民参画の推進については、少子高齢化、人口減少が進む中、コミュニティ力の向上は、安全安心なまちづくりを推進していく上で重要な施策であることから、各種助成制度での財政的な支援をはじめ、様々な面で自治会活動をサポートしていくことで、まちづくりに町民が参画しやすい環境の構築に努めてまいります。

結びであります。震災復興支援については、震災復興基金の造成を図りながら、被災市町村への職員派遣、被災地生徒受入支援事業などを引き続き実施してまいります。ふるさと納税を推進し、併せて、町特産品の振興を図るため、ふるさと納税制度による寄付者に対して町の特産品を提供する事業に取り組んでまいります。

以上、平成26年度の施策の概要を申し上げましたが、こうした取り組みを実現していくため行財政改革を一層推進するとともに、職員一人ひとりが行政のプロとして町民の視点に立ち、高いコスト意識と経営感覚を持ち、地域活動に積極的に参加し、困難な課題にも果敢に挑戦できるよう意識改革を進めながら、効率的な行財政運営に努めてまいります。

だれでもが本当の意味での豊かさや幸せを実感し、住み続けたい町、誇りを持てる町と思える、そして、山村のモデルとなる町を目指し、さらに一步も二歩も着実に前進してまいりたいと考えております。

議員各位そして町民の皆様の暖かいご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、私の施政方針演述といたします。

ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

町長施政方針演述が終わりました。

次に、日程第4、教育委員長教育行政方針演述を行います。

教育委員長。

教育委員長（千葉洋一君）

平成26年葛巻町議会3月定例会議の開会に当たりまして、平成26年度教育行政方針を申し上げ、町議会議員各位をはじめ、町民各位のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

第1に、就学前教育並びに学校教育について申し上げます。

生きる力を培う、知・徳・体のバランスの取れた教育による人材育成のために、就学前教育から学校教育の一層の充実を心がけているところです。新たに、保育園年長児を中心にバイオリン指導を取り入れ、情操教育と併せ、多様な経験により感性を磨き想像力を育てまいります。

地域とともにある学校づくりのために、学校教育の充実を図る環境整備方針を策定し、子どもたちの教育環境に適した学校配置や老朽化した施設の改築と、町の特徴を活かしたエコスクール化等について具体的な検討と対策を進めてまいります。

学力向上支援員の配置は、児童生徒の学力向上や学校生活環境改善の面でも大きな成果を上げており、引き続き継続いたします。

小学校の宿泊体験学習と中学校におけるキャリア教育の充実に努め、学校給食を中心とした食育指導も強化してまいります。

第2に、生涯を通じた学びの環境づくりについて申し上げます。

平成25年度は、生涯学習の町宣言から20年目の節目の年であり、これまでの取り組みを総括する中で生涯学習の一定の定着を感じ取ることができました。さらなる充実のために策定した第7次生涯学習推進計画の実践を通じ、人と地域を結ぶ役割を果たしていかなければなりません。そのため、現代的、社会的課題への対応、学習活動を通じた地域活動の推進などを図ってまいります。各種文化団体、葛巻福祉大学、サークル活動、ボランティア活動などを支援するとともに、生涯学習フェスティバルなどの発表と参加の機会を拡充し、さらには優れた芸術文化にふれあう機会を創設してまいります。

公民館図書室をはじめ総合センターホールは、親しみやすい空間としてご利用いただき、多くの町民のふれあいと語らいの場になるよう心地よい環境整備に心がけてまいります。

第3に、町民のだれもが生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しみながら、健康、体づくりができる取り組みについて申し上げます。

心身の健康の保持増進や地域社会の活性化の観点からも、スポーツの持つ力は大きく、青少年スポーツ、地域スポーツ、生涯にわたるスポーツとすべての町民がスポーツに親しめる機会を創設していかなければなりません。

多目的グラウンドの芝生化を中心とした総合運動公園の大規模な改修整備事業をは

じめ、社会体育館の計画的な改修に取り組み、屋内温水プールの利用拡大を図ってまいります。

チャレンジデーや町民総合体育大会とスポーツ・レクリエーション祭、町民駅伝大会などは参加者増加のための新たな工夫を取り入れて継続し、ニュースポーツなど町民の要望に応えたスポーツ教室を開催、さらにはトップアスリートの指導会を行ってまいります。

平成28年度のいわて国体開催に向けて、その機運を盛り上げ、スポーツを通じて親しみ、感動を分かち、支え合う社会の構築に努めてまいります。

第4に、地域文化の創造と歴史や伝統文化を継承する施策について申し上げます。

保育園や小中学校における俳句教室と、私の一句・町民俳句コンテストを開催し、俳句が地域文化として定着しながら、ますます盛んになるよう俳句人口の増加に努めてまいります。

また、葛巻小学校に移転展示した民俗資料の有効活用や郷土芸能の伝承活動に取り組むとともに、郷土の歴史に関する資料の展示やふるさと探訪の機会を増やして理解を広げながら郷土愛や地域の絆を育んでまいります。

以上、平成26年度の教育行政の概要について説明申し上げます。

本町のまちづくりは、住み続けたい町、誇りを持てる町、そして、山村のモデルとなるまちづくりです。自然や、そこに住む達人を含め、町全体を優れた学舎として活かし、学校教育をはじめとする山村の教育行政もまた魅力ある取り組みをしなければならないものと認識しております。

国策等による教育を取り巻く環境変化に対応しながらも、現状における本町の課題を捉え、的確に対応、改善していかなければなりません。子どもたちの無限の可能性を大いに引き出してあげられるよう、また、町民一人ひとりの日々の生活に潤いと生きがいを感じていただけるように、体験を重視した施策の構築に努めてまいります。

ここに改めて教育の持つ力と可能性に思いをいたし、葛巻の将来を担う人づくりのために全力を尽くしてまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。教育行政方針演述といたします。

議長（中崎和久君）

教育委員長教育行政方針演述が終わりました。

ここで、11時15分まで休憩します。

（休憩時刻 11時01分）

（再開時刻 11時15分）

議長（中崎和久君）

ただいまから、会議を再開します。

日程第5、議案第3号、平成26年度葛巻町一般会計予算から、日程第24、議案第22号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてまでの20議案を一

括議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第22号までの20議案を、一括議題とすることに決定しました。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (鈴木重男君)

はじめに、議案第22号の人事案件でございます。人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、葛巻町葛巻第13地割13番地10。氏名、下屋敷利美。生年月日、昭和17年6月16日。

任期につきましては、平成26年7月1日から平成29年6月30日までの3年間でございます。

経歴書につきましては、添付しておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

議長 (中崎和久君)

総務企画課長。

総務企画課長 (村中英治君)

ご苦労様でございます。

本日ご提案申し上げました所管に関わります各案件につきまして、ご説明を申し上げます。

当初予算につきましては、先ほど町長が施政方針の中でも申し述べてございますので、なるべく簡潔な説明を心がけたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案第3号でございます。一般会計予算書の方をお願いいたします。平成26年度葛巻町一般会計予算でございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算でございます。予算の総額でございますが、5,220,044,000円とするものでございます。

第2条が、債務負担行為でございます。債務負担行為の設定が2件でございます。

8ページをお願いいたします。

まず、1件目でございますが、総合運動公園多目的グラウンド改修事業でございます。期間が、平成26年から27年までの2カ年でございます。

限度額が、195,000,000円でございます。

これにつきましては、26年度からの事業着手でございますが、26年度の事業費につ

きましては、歳入歳出予算の方に185,000,000円計上してございます。ここにありまは、27年度見込む部分の事業費でございませ。2カ年分を合わせますと380,000,000円となるものでございませ。

次に、二つ目でございませ。広域農業開発事業費償還金の借換え資金、大家畜経営体質強化資金の融資損失額に対する出資でございませ。

期間が、平成26年から35年までの10年間でございませ。

限度額でございませが、葛巻町農業協同組合が融資しました広域農業開発事業償還金の借換え資金、これにつきて、岩手県農業信用基金協会が代位弁済した場合におきて、同協会が取得する債権に係る債務の履行がなされないときの損失額を出資するといふものでございませ。

出資の額でございませが、63,138,000円の25パーセント、計算をしますと15,784,000円となりますが、これを限度に損失補償をする可能性があるといふものでございませ。

これにつきては、平成元年に町内21名の農家が借換えをしておりまして、その際に25年までを債務負担してございませが、25年度で満了しますことから、延長分といふこととなります。当初21年でございませましたが、現在4人を残して完納してございませ。今年度末で完納する見込みの方が1人ございませるので、こちらの該当になるのは3名といふことでございませ。その部分に関する限度額を設定するといふものでございませ。

それでは、以降につきては議案資料の方で説明をさせていただきます。議案資料の方をご覧くださいといふ思います。

最初の資料でございませが、議案第3号から8号までの当初予算関係の資料となつてございませ。当初予算の概要といふことでございませ。

まず最初に、一般会計でございませ。

先ほども申し述べましたとおり、予算の総額は5,220,044,000円でございませ。前年度対比で119,000,000円ほど、率で2.3パーセントの増となっているところでございませ。

次に、歳入の主なものでございませ。

町税につきては、472,000,000円ほどでございませして、0.2パーセント、前年並みとなっているところでございませ。

次に、地方交付税でございませ。地方交付税のうち、普通交付税でございませが、2,820,000,000円といふことで、40,000,000円の減といふことで、1.4パーセントの減で見込んでいるところでございませ。

次に、繰入金でございませ。247,000,000円ほどでございませ。前年度より96,000,000円ほど増えてございませが、これは、病院あるいは運動公園の整備に関する分の増でございませ。

次に、町債でございませが、町債につきては471,000,000円といふことで、前年度より81,000,000円ほど、21パーセント増となっているところでございませ。

次に、歳出の主なものについてでございませが、これについては、財源的な面からだけ若干ご説明をさせていただきますといふ思います。

まず、総務費でございます。

1番目の新規事業、定住促進住宅整備事業100,000,000円でございますが、これにつきましては、地域活性化事業債という起債を活用いたしまして、90,000,000円になりますが、これを財源としまして、交付税措置等もあるものでございますが、実施をしようとするものでございます。

それから、総務費の中の、下から数えて四つ目になります。新規事業で、自立・分散型エネルギー供給システム整備事業がございますが、これにつきましては、県の基金から10分の10の補助で実施をするものでございます。

次の、次世代型電気自動車充電インフラ等整備事業、電気自動車と充電設備を庁舎前に整備しようとするものでございますが、これにつきましては、公益法人の次世代自動車振興センターから3分の2の助成、メーカー、自動車メーカー4社から1,600,000円ほどの助成が見込まれますので、ほぼ10割に近い財源を見込めるものでございます。

次の、森の館ウッディペレットボイラー更新事業でございますが、63年に設置したボイラーを更新するものでございますが、これにつきましても、公益法人の新エネルギー導入促進協議会というところから、2分の1の助成を見込んでいるところでございます。

次のページをお願いいたします。

次のページの上から二つ目、臨時福祉給付金給付事業、その次の、子育て世帯臨時特別給付金給付事業、これは、先般の25年度の国の補正によりまして実施するものでございまして、これも国からの10分の10の補助金ということになってございます。

それから、一番下になりますが、教育費でございます。

総合運動公園改修事業でございます。後ほど補正予算の方でもご説明を申し上げますが、24年度の国の補正絡みで、地域の元気臨時交付金というものが交付されますが、それが170,000,000円ほどでございます。それを今年度、基金に積み立てて、新年度、基金から取り崩して、こちらの事業の財源に、170,000,000円ほどでございますが、充てて実施しようとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

下から四つ目のところでございますが、社会体育館のバスケットゴールの整備事業でございます。15,500,000円でございますが、こちらについても、スポーツ振興くじ交付金の方から、いわゆるサッカーの関係でございますが、6,000,000円の助成をいただく見込みとなっているものでございます。

以上、財源の関係でご説明を申し上げました。ここまでの部分で、今年度は新規事業が30、拡充事業が11、継続事業が14ということで、ここに主な事業として載せさせていただいているものでございます。

次に、基金の状況でございますが、25年度末で、合計で4,174,000,000円ほどの残高を見込んでございます。26年度については、取り崩しが全体で247,000,000円、積み立ての方はございませんので、26年度末は39億円ということで、250,000,000円ほど減る見込みでございます。

次に、地方債の現在高の状況でございますが、今年度、起債の発行額が471,000,000

円、償還の方が577,000,000円ということで、1億円ほど償還の方が上回ってございますので、残高は1億円ほど、この間に減る見込みとなっているところでございます。

次に、2の特別会計でございます。

国民健康保険事業勘定特別会計でございますが、前年度に対しまして、47,000,000円の増、4.5パーセントの増となっております。その主なものは、療養諸費の関係の増額を600,098,000円でございますが、その部分の増額を見込んでいるものでございます。そのための財源として不足する部分につきまして、今年度も保険財政自立対策ということで、49,000,000円ほどを一般会計から繰り入れるものでございます。前年度より16,000,000円ほど増となっているところでございます。

次に、簡易水道事業特別会計でございますが、前年度より249,000,000円ほどの増、84.5パーセントの増となります。これは、江川簡易水道事業が本格的に進むこととなるものでございます。車門から荒沢口地区まで、それと栗山地区の一部8,050メートルの工事でございます。

次が、農業集落排水事業特別会計でございますが、3,468,000円の増、1.8パーセントでございます。町設置型の浄化槽の建設費につきましては、前年同様25基を措置しているところでございます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計でございますが、207,000円の増で前年並みの内容となっているところでございます。

病院については、あとで説明させていただきますが、全体で、予算総額が8,088,000,000円ということでございまして、464,000,000円ほど、6.1パーセントの増となっているところでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第9号から13号まで、25年度の3月補正予算の概要でございます。

一般会計補正予算第7号でございますが、補正額が187,663,000円でございます。補正後の額が6,108,927,000円となるものでございます。

今回の補正では、歳入の地方交付税、地域の元気臨時交付金等を増額するほか、実績見込み等に伴う歳出の増減が主な内容となっているところでございます。

それでは、まず、歳入の方をご覧いただきたいと思います。中程に、②歳入の主なものということでございます。

地方交付税でございますが、特別交付税で48,258,000円の増額でございます。特別交付税につきましては、12月と3月に交付されますが、12月交付分の確定によりまして、その部分につきまして増額をしようとするものでございます。

次に、国庫支出金で、地域の元気臨時交付金ということで、171,000,000円ほどの歳入でございます。これは、24年度の国の補正、経済対策によりまして町が五つの事業を実施してございます。その五つの事業を実施するに当たって、町が負担した部分の金額の9割に相当する部分を交付金として交付をしていただけたということで、この額が確定したことから、今回、歳入に計上するものでございます。この金額につきましては、次の歳出、上の方をご覧いただきたいと思いますが、総務費の公共施設等整備基金積立金に全額を積み立てするものでございます。それで、26年度、これを基金から取り崩

しまして、運動公園の改修事業の財源とするというものでございます。

次に、土木費のところでございます。

道路維持管理費でございますが、これにつきましては、国の政策でもありますが、道路施設の総点検業務を、これも、全額、国の財源で実施するものでございまして、22,800,000円ほどになっているところでございます。

また、道路除雪経費では13,700,000円の増額、今回の大雪等も踏まえまして、増額をお願いするものでございます。

次に、参考で基金の状況がございまして、25年度につきましては、取り崩しの総額が185,000,000円ほど、積み立ての総額が701,000,000円ほどということでございまして、これによりまして、今年度末4,174,000,000円ほどの残高を見込んでいるところでございます。

次に、特別会計の補正予算でございます。

国民健康保険事業でございますが、補正額が26,884,000円でございます。今年度、療養給付費の伸び、増額の部分を計上するものでございまして、その財源として一般会計からの繰入金を増額をしようとするものでございます。

次に、簡易水道事業でございますが、53,000円の補正増でございます。

次に、農業集落排水事業でございますが、3,071,000円の増額補正でございます。これについては、歳入の方で財産収入がございました。国道340号線の茶屋場交差点から江川方面の改良で、四日市クリーンセンターの進入路、敷地分にかかりまして、その部分の土地を売却した代金が3,000,000円ほどになってございました。それを、今回、計上するものでございます。

次に、後期高齢者医療事業でございますが、609,000円の増でございます。保険料等の増額を見込んでいるところでございます。

次のページをお願いいたします。

繰越事業の概要ということでございまして、一般会計の事業の繰越明許費についてもご提案をさせていただいてございますが、その内容でございます。

8件の事業がございまして。

一つ目が、総務費でございますが、公共施設再生可能エネルギー等導入事業でございます。金額が36,600,000円でございます。これにつきましては、公共施設の太陽光発電設備を整備するものでございますが、当初、江川小学校に計画をしていたものでございますが、これを吉ヶ沢小学校に変更して事業を実施しようとするものでございます。変更の理由は、耐震性の部分で、江川小学校の校舎が対象から外れるというような部分があったので、耐震性で問題のない吉ヶ沢小学校の方を先に整備しようということでございます。26年度の第1四半期での工事の発注を見込むものでございます。

以下、それぞれに理由等の説明をさせていただいておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

災害復旧費につきましては、次のページに細かい資料をお示ししてございますが、これは、前に予算計上の際にもご説明申し上げましたものと同じ内容となっておりまして、変更点はございません。

それでは、次に、議案集の方をお願いいたします。

議案第14号からの条例等について、説明をさせていただきます。

先に申し上げますが、議案第14号から17号までは、主に消費税法、あるいは地方税法等の改正に伴う内容でございます。

議案集の1ページでございます。

議案第14号、葛巻町使用料条例の一部を改正する条例でございます。

使用料条例の改正の内容でございますが、第2条、使用料の額について規定しているところでございますが、こちらでは、別表第2に規定してございますが、学校施設の使用料、あるいは、その他のものの使用料について規定をしておりますが、これを今回の改正で、2項を学校施設の規定、3項をその他のものの規定ということで、二つに分けようとするものでございます。

2項の学校施設については、次のページに別表第2がございまして。

次のページをお願いいたします。

各学校ごとに使用料が定められてございますが、一番上の葛巻小学校屋内運動場につきましては、消費税5パーセントを加算して1,050円となっていたところでございますが、今回、これを1,000円というように、消費税を抜いた額で定めまして、先ほど戻っていただいた、前のページの2項のところ、こちらの方で消費税をこれに加算するという規定に改めまして、今後、税率改正になっても条例の方は改正しない形になるというように形に改正をしようとするものでございます。

それから、また2ページの第2表をご覧いただきたいと思いますが、一番下に、その他の行政財産ということで、上記に掲げる使用料の額を勘案して、そのつど町長が定めるという規定でございますが、こちらの方を、別表第3として独立をさせるものでございます。

次の3ページにございまして。

その他のものにつきましては、算出方法を具体的に定めようとするものでございまして、基本使用額、土地については100分の5、建物については100分の8を乗じて得た額により算出するというもの。それから、共済基金分担金相当額、火災保険の保険料といったようなものでございますが、それから、諸経費相当額、電気、ガス、あるいは水の供給等の関係、そういったものも考慮しながら使用料を算定して、そのつど定めるといふことにはなりますが、そういう形に規定を整備しようとするものでございます。

また、1ページに戻っていただきまして、第1表がございまして。

第1表は、電話柱等について使用料を規定しているものでございます。これまで、金額で規定をしておりましたが、今回の改正で、この基となっております電気通信事業法施行令というのがありまして、そこで額等が定められております。そこを、そのまま引用することによりまして、そちらの方の額が改定されても、条例の方は改正しないで済む形での改正ということで、他町村の事例等も踏まえながら、今回このような改正をお願いするものでございます。

それから、3ページに附則がございまして。この条例につきましては、平成26年4月から施行するものでございます。ただし、学校使用料については、この規定のままです。

と、1,000円に消費税8パーセントということになりますので、引き上げとなってしまいますので、これについては、経過措置で、当分は従前の例でということで、次の消費税の引き上げの時期に改めて検討したいという考え方でございます。

次に、4ページ、議案第15号をお願いいたします。葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございませう。

第2条が、占用料の額について規定しているものでございませう。この中には、国が工事等で町道等を占用する場合の規定がございませうが、今回の道路法、国の法律が改正になりました、そういったケースでは国は使用料を払わないということに改正になってございませう。それを受けまして、国から使用料をいただくという部分の規定を削除させていただくのが、第2条の改正でございませう。

次のページをお願いいたします。

次のページは、別表で金額を定めているところの備考の関係で、備考の最後の9の関係でございませう。占用する期間が1カ月未満のものについての占用料の額はということで、消費税は1カ月以上の土地、あるいは建物等の賃貸については非課税となつてございませうが、1カ月未満のものについては課税になるということで、1カ月未満のものについては1.05を乗じて得たものというように、現在、規定になってございませうが、ここを1.08パーセントに改定をしようとするものでございませう。

附則でございませうが、この条例は、公布の日から施行するものでございませうが、ただいまの備考の部分については4月1日から施行するものでございませう。

次のページをお願いいたします。

議案第16号でございませう。葛巻町飲料水供給施設条例等の一部を改正する条例でございませう。

関連のあります飲料水供給施設、それから水道料金、あるいは下水道、浄化槽の料金について、一括して改正をしようとするものでございませう。

まず、第1条でございませうが、葛巻町飲料水供給施設条例、一般会計での部分でございませうが、別表第1が加入金の額でございませう。口径別に加入金を定めてございませうが、13ミリの場合には10,500円、このうちの500円が消費税となっているわけでございませうが、これを8パーセントということで、300円加算しまして、10,800円とするものでございませう。

以下、同じような内容でございませう。

次に、下の別表第2でございませう。こちらは水道料金でございませう。家庭用の場合、現在、基本料金が1,680円となつてございませうが、これに3パーセントの分を上乗せしまして、基本料金を1,728円とするものでございませう。月額48円の増となるものでございませう。超過料金についても、同様に4円を上乗せしまして、164円とするものでございませう。

次のページをお願いいたします。

第2条が、簡易水道事業の、簡易水道給水条例でございませう。こちらの方の料金についても、先ほどと全く同じ内容となっているものでございませう。

次のページをお願いいたします。

第3条が、農業集落排水施設条例の一部改正でございます。こちらの方も、別表の改正となりますが、別表第2が、水道水を使用した場合の表となりますが、現在、家庭用で、基本料金が20立方まで1,575円でございますが、これに3パーセント分45円を上乗せいたしまして、1,620円とするものでございます。超過料金についても、3円を上乗せいたしまして、129円とするものでございます。以下、(2)についても同様の内容でございます。

次のページをお願いいたします。

第4条でございます。整備型浄化槽設置条例でございます。浄化槽につきましても、集落排水と同一の料金となっております、同様の改正をお願いするものでございます。

これらによりまして、水道料金と下水道料金、両方をお支払いいただいている場合で、基本料金で済んでいる方でございますと、水道料金で48円、下水道料金で45円、合わせて月額93円の消費税分の負担が増えるものでございまして、1年に直しますと、1,116円の増となるものでございます。

10ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例につきましては、26年4月1日から施行するものでございます。

経過措置がございます。2項は、飲料水供給施設の関係の経過措置となりますが、この条例の施行の日、4月1日ですが、4月1日前から継続して水道を使用している場合につきましては、4月中に検針があるわけでございますが、4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定したものに係る料金、4月中に検針をした料金ということになります。これについては従前の例によるということでございますので、引き上げ前の金額を適用いたしますので、実際には5月に納付をいただく水道料は、5月に納付いただく分は元の金額のまま、6月の分から引き上げになった料金で頂戴をするということになります。6月の分から引き上げになるということでございます。

以下、3、4、5につきましては、簡易水道、農業集落排水、浄化槽の関係でございますが、いずれも同様の経過措置となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第17号でございます。国民健康保険葛巻病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例でございます。

第2条が、使用料及び手数料の規定となっております。3項のところ、手数料の額を別表で定めるという形になってございますが、これを3項と4項の二つに分けて改正しようとするものでございます。3項については、別表に掲げる額とするという形にいたしまして、4項の方で、その額に消費税、地方消費税を加算した額とするというように分けて規定をさせていただくものでございます。

次のページに、別表の改正部分がございます。健康診断料あるいは予防接種料、その下の、死体検案料及び死体検案に係る医師派遣料の部分が率等で、金額ではない定めをしている部分でございますが、ここの分について見直しをしようとするものでございます。こちらの部分で、改正前は消費税を乗じて得た額というような規定になってございましたが、改正後は単価を乗じるという規定としまして、消費税上乗せの分は、先ほど

の前の方の規定によって上乘せになるというように改正をお願いするものでございます。

一番下の病衣貸付料のところがございますが、その下に自動車使用料という項目を新たに追加をお願いするものでございます。在宅医療、訪問診療に係る交通費について、1回400円と設定をさせていただくものでございます。

次のページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例は、26年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第18号でございます。葛巻高原食品センター条例の一部を改正する条例でございます。

別表に、料金の定めでございますが、ワイン・ジュース工場、1日につき34,000円でございますが、これを、1日につき28,000円といたしまして、6,000円を減額しようとするものでございます。

この料金につきましては、平成12年に瓶詰めライン等の増設等の工事等を、整備を行っておりますが、その際に、その分ということで8,000円を増額して39,000円としてございました。その後、22年に建設当時の設備のうち、耐用年数等がきたもの等についての見直しを図っております、その際5,000円を減額し、34,000円としたところでございます。今回、平成12年に増設した設備等の耐用年数が経過したということで、その部分を見直しまして、6,000円を減額しまして、25パーセント分を残した形の中での料金の設定をさせていただいたところでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第19号でございます。葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

別表第1の改正をお願いするものでございます。別表第1は、団員の報酬を規定しているところでございます。金額の改正は一番下のところになります。その他の団員でございますが、今回、施政方針でも申し述べましたが、機能別団員の制度を4月から導入をしようとするものでございますが、その団員の年額を、団員の活動等を考慮しまして、団員の半額程度、10,000円と設定をしようとするものでございます。

その他、上の方で、名称のところでの区分があります。副団長である副団長と本部長を同一の欄の中で分けるような規定、それから、ラッパ隊につきまして、本部から分かれておりましたが、そのラッパ隊の隊長、副隊長についても、ここに規定をしようとするものでございまして、そういった改正になってございます。

機能別団員につきましては、国が2005年度に制度を創設したものでございます。中身といたしましては、例えば、後方活動を専門に行う女性団員ですとか、ラッパ隊、ラッパ吹奏だけをするというような隊員、あるいは林野火災があった場合にだけ出動する団員ですとか、大学生の団員ですとか、そういう様々な形で団員活動をするべきだという考え方の中で創設された制度が機能別団員でございます。

今回、当町ではOBの分団員の活用を図りまして、防災力の強化を図ってまいりたいということで設定をするものでございますが、現在、分団ごとの団員の状況が、少ないところは9人というような分団もございまして、20人を超えている分団もございまして、

そういう確保の難しい団員につきまして、分団長等までやって退団されているような方々等のご協力をいただいて、入団をお願いして備えていきたいというものでございます。身分は団員という形になりますので、公務災害等については団員の場合と同様の補償があるものでございます。出勤手当についても、団員と同様の手当をお支払いすることになります。退職手当等については支給がないという、そういった内容の団員でございます。

次のページをお願いいたします。

議案第20号でございます。岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてでございます。

平成26年3月31日をもって解散いたします岩手中部広域水道企業団を同日をもって岩手県市町村総合事務組合から脱退させることの協議、平成26年4月1日に岩手中部水道企業団を岩手県市町村総合事務組合に加入させ、岩手中部水道企業団に係る下に掲げた事務を同日から岩手県市町村総合事務組合において共同処理することの協議、それから、岩手県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することの協議、四つの協議がございますが、これについて、議会の同意を求めるというものでございます。

18ページに新旧対照表がございます。

別表第1でございますが、岩手中部広域水道企業団を削りまして、岩手中部水道企業団を加えるという改正でございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます、説明を終わります。

議長（中崎和久君）

次に、病院事務局長。

病院事務局長（岩泉宇昭君）

それでは、議案第8号、平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算について、説明を申し上げます。

第1条、総則ですが、平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。以下、第9条まで規定するものでございます。

第3条、収益的収入及び支出ですが、収入966,735,000円、支出1,383,638,000円、収支差引で、マイナスの416,903,000円となりますけれども、これは、公営企業会計制度の見直しによるもので、財務状況は悪化したように表現されますけれども、実態は変わっておりません。

次のページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出です。収入123,774,000円、支出135,785,000円、不足分の12,011,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

第5条、債務負担行為です。債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額

は、次のとおりと定めます。事項ですけれども、葛巻病院建設事業費、期間は、平成26年度から平成28年度までの3カ年とします。限度額は、21億円とします。

第6条、企業債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めます。起債の目的ですが、医療器械整備事業が2,000,000円、葛巻病院建設事業が103,000,000円とします。

第7条、一時借入金で、限度額は1億円と定めるものでございます。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますけれども、職員給与費が541,594,000円、交際費が1,550,000円となつてございます。

第9条、たな卸資産購入限度額は129,279,000円と定めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、次のページの目以下の実施計画等につきましては、お目通しいただき、よろしくご審議願います。

次に、議案第21号でございますけれども、平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計資本剰余金の処分について、説明申し上げます。

平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計のうち補助金をもって取得した資産の撤去又は廃棄により発生する損失について、補助金を源泉とする資本剰余金970,000円をもってうめるものとするものでございますが、これは、地方公営企業法第32条第3項の規定に基づき、平成25年度病院事業会計における資本剰余金の処分に関し議会の議決を求めようとするものであります。なお、平成26年度から、みなし償却制度は廃止されるため、平成24年度及び平成25年度の2カ年限定となります。

よろしくご審議願います。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております、議案第3号から議案第22号までの20議案については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました、議案第3号から議案第22号までの20議案について、今会議中に審査を終え、3月17日の最終本会議で、委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第22号までの20議案については、3月17日の最終本会議で、委員長の報告を求めることに決定しました。

ここで、午後1時30分まで休憩します。

（休憩時刻 11時58分）

（再開時刻 13時30分）

議長（中崎和久君）

ただいまから、会議を再開します。

日程第25、一般質問を行います。

今回の定例会議には、1名の議員から一般質問の通告がありました。

なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。

制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。

制限時間を超えての質問、あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。

質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。

1番、柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

それでは、私から、次の2項目について質問をさせていただきます。

最初に、町の空き家対策について伺います。

全国の空き家の状況は、5年に1回行われる総務省の住宅・土地統計調査によりますと、昭和33年以降、一貫して増え続け、平成20年10月現在、3カ月以上だれも住んでいない空き家は約7,560,000戸と言われております。総戸数は57,590,000戸の13パーセントとなり、7戸から8戸に1戸がこの空き家に相当する驚く数字となっております。

少子化の進展と一人暮らしの高齢世帯が増え続ける現状を踏まえると、空き家問題は、今後、都市、地方を問わず、ますます深刻化していくものと憂慮しております。

現に、私が住む町中心部の新町行政区では、既に40戸ほどの空き家を数え、町中心部と言えども夜になりますと電灯の光もなく、ひっそりと静まりかえっております。この光景がさらに増え続けることを懸念しております。

空き家は、所有者がきちんと管理し、または、管理依頼を受けた方がしっかりと見守る場合には問題はないと思われませんが、このようなケースは少ない現実のようでございます。

空き家問題では、高齢の親が亡くなっても家を引き継ぐ子どもが離れて暮らしている例が多く、また、中には家の持ち主がいなくなったり、親の家を子どもが相続しないなどのケースもあり、本来、家を管理すべき主体がいらないか、その責任を果たさない場合が増えたことが社会問題になると考えられます。

もうひとつには、老朽化し放置された空き家が周囲の景観を損ねたり、地震や台風などで倒壊の恐れや周辺の除雪ができなく、通行に支障を来したり、屋根の雪が隣家に滑り落ち、壊したりの問題も現に発生しております。さらに、不審者が入り込み、放火されたりする危険も考えられます。

一方、空き家問題には、民間所有の財産権という憲法問題が絡み、一方的に行政だけで解決できるものではないとの認識は心得ておりますが、私有財産は不可侵と言っても、

公共の福祉に反するようなことであれば、行政が所有者に対し、立ち入り調査権や所有者への改善命令など何らかの対応策が必要と考えます。

問題のある空き家を単に撤去し更地にすれば、すべて事足りるという実情にはいかない現実があるようです。それは、人口減少の過疎地では住宅需要が乏しく、処分しようにも買い手や借り手さえ難しく、空き家の解体となりますと、煩雑な手続きが必要な上、何百万円という大きな出費が伴います。さらに、解体し更地にすると、税制上で固定資産税が跳ね上がることも、また老朽化した空き家が増える要因とも言われております。

このような空き家の状況となっておりますが、次の、町の空き家対策についてお尋ねいたします。

一つ目に、全国の空き家の実態は冒頭申し上げた実態ですが、町全体の空き家の実態はどのようになっているでしょうか。

二つ目には、これまで、高齢者単身世帯が増え続けていると思われませんが、推移の状況と今後の見通しを伺います。

三つ目に、空き家となる要因分析があればお知らせいただきたいと思えます。

四つ目に、空き家状況となりますと、なんとなく暗いイメージが漂いますが、これを有効に利活用することが、地域の活性化にも結びつくこととなります。町で行う、また、考えている、この空き家の利活用事例等をお示しいただきたいと思えます。

五つ目に、空き家対策は、人口減少防止策とか、過疎対策や地域活性化につながる町の喫緊の課題と捉えておりますが、今後のしっかりとした対応策を伺います。

次に、国保会計の財政運営について伺います。

国民健康保険、いわゆる国保は、町民だれもが、いつでも、どこでも、安心して医療機関にかかり、必要な医療を受けることができる国民皆保険制度を支える根幹となっております。

国保の仕組みは、加入者、被保険者のことですが、医療費を医療機関の窓口で一部負担金を支払えば、残りの部分を国保がすべてを支払うというシステムになっております。

この国保が支払う医療費、保険給付費のことですが、基本的には50パーセントを国と県からの補助金で、残りの50パーセントを加入者から徴収する国保税で賄う仕組みになっております。したがって、支払う医療費が増えれば、加入者の国保税も当然に増えることにつながります。

しかし、それでは医療費の増加に合わせて国保税が高額になってしまうことから、葛巻町では毎年、国保会計に対して一般会計から多額の繰り入れ、24年度では53,419,000円であります。加入者1人当たりの国保税に換算いたしますと、約19,174円です。加入者一世帯当たり直しますと35,948円、このような負担軽減を行っております。この加入者の国保税の負担軽減を図る対策を講じている現状にあるわけがございます。

当町の国保運営の現状については、平成20年度と24年度の比較で、5年間の推移を調査してみました。

それによりますと、国保加入世帯数で1,598世帯が1,486世帯に、110世帯の減です。この減少率が6.9パーセントになります。加入割合も55.2パーセントが51.6パーセン

トに減少しております。

また、国保被保険者数でも3,253人が2,786人に、467人の減員です。その率が14.4パーセントの減少です。加入割合も41.9パーセントが39パーセントに減少になっております。

国保税を見てみますと、その総額は253,809,000円あったものが、24年には208,109,000円に、約45,700,000円ほどの減額、4.3パーセントの減少になっております。

この国保の加入一世帯当たりの国保税では、159,028,000円が140,046,000円に、18,982円減額になっておりまして、この減少率が11.9パーセントになっております。

この国保加入1人当たりの国保税では、78,023円が74,698円に、金額で3,3285円の減になっております。

このように、国保は著しい加入者減少と無職者や高齢者、そして、所得の低い方の加入割合が高い構造問題もあり、また、併せて、先ほど申し上げたような国保税も縮小化するなど、財政運営が不安定となるリスクの高い小規模保険者の悩みを垣間見ることができます。

一方、1人当たりの年間医療費では、逆に264,000円から295,000円に31,000円の増になっております。11.7パーセントの増になっております。医療費の増加は今後も予測されることから、大きな課題と捉えております。

近年の急激な高齢化や医療技術の高度化に伴い、さらなる医療費の高騰等で国保会計が極めて厳しく、危機的な財政運営が続くものと考えられます。

このように、厳しい国保財政運営でありながらも、町は保険者の使命として町民の命の健康を守り、医療のセーフティーネットである国保を持続可能な制度として維持していく重要な責務があると考えます。

そこで、次に係る国保会計の財政運営について、お尋ねをいたします。

一つ目には、25年度国保会計決算は黒字になるのかどうか。また、財政調整基金は枯渇状態と思いますが、その見通しについて伺います。

二つ目に、26年4月から診療報酬改定があると聞いておりますが、国保会計への影響はどのように把握しているのでしょうか。

三つ目には、国保税は、目的税の性格との認識を持っておりますが、26年度の国保税は据え置く考えでしょうか。また、歳出に対する歳入の財源不足を補うことを目的とした一般会計からの繰り入れのあり方をお示しいただきたいと思っております。

四つ目に、苦しい国保財政運営に対する町民や国保運営協議会等からの声があると思われませんが、その内容をお知らせいただきたいと思っております。

五つ目に、保険者として、その責務を果たすための、町長が描く国保会計財政運営のご所見をお聞かせいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの、柴田議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、1件目の町の空き家対策についてお答えをいたします。

1点目の、空き家の実態についてであります。

町では、都市からの移住者などの受入体制整備の一環としまして、平成8年2月に町統計調査員に依頼して、空き家等調査を実施しております。

全体で136棟の空き家を確認しましたが、そのうち一般住宅が113棟、農家住宅が13棟ございました。建物の状態が良く、そのまま使用可能なものが49棟ございましたが、所有者から貸借が可能との意向を確認できたものが5棟のみでありました。貸借できない主な理由は、帰省や冠婚葬祭の際に利用するので貸せないというものでありました。

以降では、定住対策の一環として平成23年4月から実施しております空き家バンク、おでやんせ！くずまきへ事業を実施する際に、広報紙などで空き家登録の募集をしたところであります。併せて、各自治会長をはじめ様々な方々に情報提供をお願いしたところでありましたが、実際に登録まで至ったものが6件にとどまりました。

また、平成20年及び25年に実施された国の指定統計である住宅・土地統計調査においては、町内で抽出された7から9調査区ほどで空き家の実態調査がされております。120から150世帯が対象となりましたが、空き家の占める割合は16から20パーセントであります。

2点目の、一人暮らし高齢者世帯の推移状況についてであります。

健康福祉課で実施している、高齢者実態把握調査による一人暮らし高齢者世帯は、平成11年4月1日現在で238世帯でありましたが、平成25年4月1日現在では466世帯と14年間で倍増しております。

しかしながら、平成25年3月の国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口による高齢者人口と高齢化率の推計によると、高齢化率は増加するものの、高齢者人口は減少すると予測されていることから、今後の一人暮らし高齢者世帯の推移については、家族構成などの関係もありますが、長期的に見れば、横ばい若しくは減少するものと思われれます。

3点目の、増え続ける空き家の要因分析についてであります。

一人暮らしの高齢者がお亡くなりになることで空き家になるケースが主な要因と思われれますが、その他にも一人暮らし高齢者世帯の福祉施設への入所や子どもと同居するための転出、世帯全員の転出なども考えられます。

転出の場合、居住地から遠くにあり管理が難しいという理由から、所有者の1割強が日頃の管理をせず放置しているという実態が国土交通省の調査で明らかになっております。

4点目の、空き家の利活用事例についてであります。

町では、町内における空き家や空き店舗などを有効活用することにより、定住促進による地域の活性化を図るため、平成22年度に空き家バンク制度を創設し、この主旨に

ご賛同いただいた所有者から6軒の空き家を登録いただいております。現在、そのうちの5軒について、賃貸などをされております。

5点目の、今後の空き家対応策についてであります。

4点目のご質問でもお答えしましたとおり、空き家バンク制度は一定の成果を上げており、引き続き制度の周知を図りながら、登録してくださる所有者の発掘に努めてまいります。

定住促進住宅につきましては、平成26年度においても整備予定としておりますが、その他の定住促進事業の推進と併せて、定住環境の整備を図ってまいります。

次に、2件目の国保会計の財政運営について、お答えいたします。

1点目の、平成25年度国保会計決算と財政調整基金の見通しについてであります。

歳入の大きな柱であります保険税につきましては、経済が好転している実感が得られない現下の厳しい経済情勢の中、被保険者のご理解とご協力によりまして、平成26年1月末現在の収納率は58.8パーセントとなっております。これを前年度と比較してみますと、ほぼ同じように推移している状況でございます。

なお、保険税収入の当初見込みは206,208,000円でありましたが、被保険者の減少及び低所得者の増加によりまして、調定額が伸び悩んだため、今議会におきまして5,000,000円を減額し201,208,000円と見込んでおるところであります。

一方、国庫支出金であります。医療費の大幅な伸びによりまして14,730,000円、療養給付費交付金が28,247,000円ほどの増額が見込まれます。しかしながら、共同事業交付金の保険財政共同安定化事業交付金が10,813,000円、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金で2,098,000円、財政安定化支援事業繰入金で1,373,000円の減額となる見通しであります。

次に、歳出であります。歳出の約60パーセントを占める保険給付費が、一般被保険者及び退職被保険者ともに医療費が大きく伸びておりまして、総額で740,000,000円と見込まれますことから、今議会におきまして54,000,000円ほどの増額をお願いしなければならないところであります。

国保会計は、現実的な歳出に合わせた歳入を確保しなければならないことから、財政調整基金への積み立てを予定しておりました基金積立金10,000,000円と予備費492,000円を補正予算の財源とさせていただきます。それでも財源に不足が生じるため、一般会計から総額で151,440,000円を繰り出して収支の均衡が保たれるものと考えております。

以上、平成25年度の決算の見込みを申し上げましたが、このようなことから平成25年度は財政調整基金への積み立てはできなくなりまして、現在の残高は293,102円となっております。

なお、今後におきましても国保財政は厳しい状況が続くものと思われませんが、収支の均衡を図り、いづらかでも剰余金を発生させ積み立てていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の、平成26年度診療報酬改定に伴う国保会計への影響についてであります。

国では、これまで診療報酬を2年ごとに見直し、適正な報酬を定めてきたところであ

りますが、今回の診療報酬改定では、通常の改定に加えまして消費税の引き上げ分も考慮されておるものと理解しているところであります。

国では消費税の引き上げに対応するため、医療機関の仕入れ負担増に対しまして5,600億円、改定率にしまして1.36パーセントの予算を確保したところでありまして、初診料、再診料及び調剤基本料の引き上げなど、個別具体的な改定を行い、診療報酬本体の改定率を0.73パーセント増やし、医療機関等の経営安定を図ることとしております。

以上のことを踏まえ、本町の診療報酬の改定による影響を、仮に1パーセントとした場合、平成26年度の保険給付費療養諸費が6億円でありますので、その影響は、およそ6,000,000円くらいと考えられることから、当初予算に改定分を加味したところであります。

3点目の、平成26年度国保税の課税対応と一般会計からの繰り入れについてであります。

本町における国保税の課税方法といたしましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の3区分にそれぞれ、所得割、資産割、平等割、均等割の四つの項目により算定した総額を保険税として賦課しているところであります。

その算定基準であります。医療給付費分を例にとりますと、所得割が5パーセント、資産割が25パーセント、平等割24,000円、均等割17,000円と定めてありまして、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも、それぞれ基準を設定しております。これを基に算定した平成26年度の国保税であります。一般被保険者190,350,000円、退職被保険者10,710,000円、合わせまして201,060,000円ほどの調定額を見込んでおるところであります。

国保の財源基盤は、国、県の調整交付金、定率国庫負担金が50パーセント、残りの50パーセントは国保税、保険基盤安定制度、財政安定化支援事業で賄うことが基本でありまして、なお財源が不足する場合は保険税の率の見直しによって財源を確保しなければならないものであります。消費税の増税が間近に迫る中、住民生活に少なからず影響を及ぼすことが予想されるため、平成26年度においては一般会計から総額で133,510,000円を繰り出ししながら、安定的な国保財政運営に努めてまいりたいと考えております。

4点目の、国保財政運営に対する町民や国保運営協議会等の意見等についてであります。

町民への情報提供及び意見の聴取につきましては、町政懇談会により国保財政の状況

説明を行ってきたところでありまして、昨年11月に開催された町政懇談会の中では国保税の引き上げについてのご意見をいただいているところでもあります。

また、国民健康保険運営協議会は、被保険者を代表する委員、保険医等を代表する委員及び公益を代表する委員9人によって組織され、国民健康保険関係予算、条例等を審議する協議会であります。

このようなことから、町では、予算、条例等を諮問し答申いただいていたところですが、これまで委員の方々のおかたの意見といたしましては、保険給付費の増加とともに一般会計からの法定外繰入額も年々増加していることに対する考え方や、安定的な経営をするためには財政調整基金を積み立てること、また、十分な予備費を確保することなどが出されております。町では、町民を代表する貴重な声と受け止めまして、これまで健全な財政運営を行うための対策を講じてきたところでもあります。

5点目の、国保会計財政運営の所見についてであります。

国保会計の運営としましては、一般的に被保険者数が3,000人以下の小規模保険者の財政運営は非常に難しいと言われております。

本町は、平成26年1月末現在で2,607人と、既に3,000人を割り込んでいる状況にありまして、高額な医療費等が発生した場合に及ぼす影響が非常に大きく、安定的な運営が厳しくなっております。

国における国民健康保険制度の方向性としてしましては、平成27年度から市町村国保の都道府県単位の保険財政共同安定化事業について、事業対象をすべての医療費に拡大することとしております。

また、政府は社会保障制度改革の工程表と位置付けるプログラム法案を昨年12月に成立させ、国保の都道府県化を29年度までに実施するため、地方3団体の代表からなる国保制度の基盤強化に関する国と地方の協議を1月31日から始めたところでもあります。

今後におきましては、7月まで事務レベルの協議を進めることから、国の動向を注視しながら国民皆保険の基礎となる国保制度の安定的な運営を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

それでは、まず、空き家対策のことについて、2回目、3回目と続けてまいりたいと思いますが、まず、空き家の対策については、この議会の中でも、ほとんど、これまで話し合われてこなかった現状でございますけれども、私が住んでいる、先ほども申し上げましたとおり、新町でもだいぶ先ほど申し上げたような実態にあるわけですね。

こういったようなことで、先ほどの統計を見ましても、全部調査したような形にはなっていないようでございますけれども、一番古いのでは平成8年というような古い数値になっておりますが、それ以後また、もう何十年も経過しているようでございますけれど

も、ものすごく最近増えてきているというような実態があるようでございます。

ゆくゆくには、今はそれほどではないと思うのですが、これの苦情とか、あるいは相談、そういったようなものが寄せられてくるというように予測されるわけなのでございますが、こういったような空き家の問題についての、この窓口と申しますか、相談に乗ってくれる、その担当課、そういったような部分については、どこが窓口で対応してくれるのでしょうか。まず、それからお伺いをいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

お答えをいたします。

現在、町の窓口として、質問ございましたような空き家、活用という意味の空き家対策の部分、あるいは、その景観的な部分としての対策、それから、周辺の住民等の危険と申しますか、防犯あるいは防災につながるようなものとしての空き家対策、大きく分けると三つくらい方向性があるのかなと思います。そういったものを、まとめて所管するという形で、これまで町として窓口というような考え方でやってきている部分はないものと思っておりますが、空き家対策、あるいは定住化に向けた空き家の活用という部分については、総務企画課で従前から対応しておりますし、平成8年に空き家調査をやった趣旨も、そういう移住とか、そういう等で有効、せっかく空いているのだから有効活用したいという観点から、そういう意味での活用の窓口としては、いろいろ相談も受けたり、こちらからも、そういうものの登録ですとか、関係でいろいろお願いしている経緯がありますので、現在、空き家に関する部分をやっている部分は総務企画課が主だろうとは思いますが、そういう部分、全体的にというところまでやった形の中でということではなくて、そういう部分に対応していると、そういう状況でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

現時点では、あまりはっきりしていないような答弁に受け止めましたけども、こういったような部分もですね、ぜひ担当課の窓口を明確にしながら、こういったような空き家対策に、ぜひ取り組んでいただきたいということを申し上げさせていただきたいと、このように思っております。

それからまた、これは都会の方の事例なようでございますけども、今まで建物があった、それを取り壊した場合には、更地とした場合には、この固定資産税の税金がグンと跳ね上がってくるというようなことも聞いておりますが、当町の場合は、平均した建物で結構でございますが、空き家を更地にした部分については、この固定資産税はどれくらいの水準になるのか。倍とか、3倍以下、3倍以上になるとか、そういったような目

安があれば教えていただきたいと思います。

それで、古い、この景観などで問題のあるような部分については、これからの話になってくるわけですが、更地にした場合でも建物並みの固定資産税にならないものかどうか、その辺も、まず、お伺いをいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

住民会計課長。

住民会計課長（上小路隆男君）

固定資産税の宅地の部分の空き家を取り壊したときに対する税の変更というようなご質問でございます。

まず、固定資産税は毎年1月1日の賦課期日としておりまして、土地、家屋及び償却資産等を所有している人に課税されるものでございます。

最初に、土地に対する課税の仕組みでございます。総務大臣が定めた固定資産税評価基準によって、売買価格を基に算定した正常売買価格を基礎として宅地、田畑及び原野等、地目に定められた評価の方法によって評価するものでございます。

この宅地、用地に対する課税標準の特例という制度がございまして、住宅用地は、税負担を特に軽減が必要だということございまして、200平方メートル以下の住宅用地、これにつきましては、小規模住宅用地といたして、この課税標準額の価格の6分の1の額、それ以外の住宅用地の部分でございますが、その部分は一般住宅用地といたしまして、この課税標準価格の3分の1の額とするという特例措置がございまして、

なお、住宅用地の範囲は、専用住宅の敷地及び一部を人の居住の用に供する併用住宅の敷地に用いる土地と、このように限定されておるものでございます。

この特例措置は、住宅の上に、先ほど申し上げました一定要件を満たす住宅がある場合に適用される減額であります。住宅の損失や、その住宅としての用途を変更する場合、税率が高くなる、今、議員仰せのとおりでございます。高くなるものでございます。

そのような部分で、今現在、例えば、ひとつの例としてでございますが、専用住宅で用地、宅地用地が250平米あったといたしまして、その評価額が大体、町内と申しますか、住宅、新町から茶屋場、それから田子、大体この辺近辺の平均と申しますか、高い方を見ますと、評価額が21,000円ほどでございます。それを基にしまして試算しますと、住宅が建っている場合、年税額で14,000円から15,000円、このような状況になるものでございます。

この場合、先ほども申し上げました6分の1、3分の1の適用がございまして、建物を取り壊した場合には、24,000円から25,000円になりまして、大体10,000円ほど税額が多くなるものというように、うちの方では考えてございます。

そのようなことで、宅地、住宅を取り壊した場合には、この軽減措置が適用にならなくて、税が上がるというような状況でございますので、よろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1 番 (柴田勇雄君)

固定資産税の関係については、これは税法上の問題も絡んでくると思いますので、町単独というようなのも難しいものがあると思うのですが、ゆくゆくには、こういったような問題についても手を付けていただく時期がくるであろうと、このようには思っておりますけれども、いずれにしても、こういったような構造的な問題もあるというようなことも申し上げさせていただきたいと思っております。

それからまた、先ほども答弁の中にもありましたけれども、高齢者の単身世帯の方が亡くなった場合とか、施設に入所したような場合、必ずしも子どもさんが帰って来ないで、そのまま定住しないで空き家になってくるというようなケースが、もう既に表れているような感じがするわけですが、そういったような実態を、町の方ではどのような捉え方、受け止め方を持っているのでしょうか。今後ますます、こういったようなところが増えてくるような、私は感じがしてならないわけですが、そのまま放置しておいてもよろしいのでしょうか。

先ほどの答弁をお聞きいたしますと、利活用については、空き家の中でも、どちらかと言えば、まだ使える新しいような空き家の部分については対応策があるようですが、この老朽化した部分については、なかなか、そのケースが難しいような感じがしておりますけれども、その実態のつかみ方を、町ではどのようなお考えを持っているのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

議長 (中崎和久君)

総務企画課長。

総務企画課長 (村中英治君)

まず、そういった対策を検討していく場合には、そういった空き家の実態がどうなっているのかということとしっかりと把握しないことには対策も、なかなか検討が進まないということもあろうかと思っております。なかなか、利用可能なようなものについても、実際に当たって貸していただけませんか、移住者用というようなことでお願いしても、なかなか、前回、23年のときも、ようやく6棟ということで、本当にお願いをして、お願いをして、なんとかというものが6棟、そのうち5棟は既に利用していただいたり、売却になったりしている部分もありますが、その後も募集等も続けておりましたし、移住者の相談等があった場合にも、いろいろ、さらに当たるということをしておりますが、なかなか、そういうのは、現実問題としては見つからないという状況もあります。

それから、そういった利用には、もう適しない、もっと老朽化しているという部分についてでございますが、現時点でそういうものがあって、具体的に周りに迷惑がかかって、ちょっと恐いとか、そういう具体的な相談を、今のところ私どもの方には直接にはいただいていないところでございます。また、いろいろな懇談会とか自治会長さん方が

集まった会議等でも、特に具体的にそういうのがあって、今困っているというような、実際にはあるかもしれませんが、会議等では特にお伺いしないような状況もあります。

それから、今回も大雪がございました。数年前にも、震災の年にも大雪、震災、地震というようなことで、いろいろございましたが、震災等の際にも、倒壊した家屋は1棟も町内では発生しなかったというようなこともありますし、台風15号等の際には、強風等によって屋根が飛ぶというのが1件ありましたが、これは附属家でしたが、実際にはしっかりした、そんなに古くない、使っている、そういう小屋の屋根が飛ぶというようなことで、もっと老朽化して、恐くてこれはというような部分が大きく壊れたというような情報も、被災調査等でもなかったというようなこともありまして、現在のところ、そういう部分を積極的に把握していくというようなことにはなっておりませんでした。議員おっしゃるとおり、今後そういう部分がますます老朽化していくというようなことはあると思いますので、まずは、そういった実態調査等をやはり進めていく必要があるのではないかなというようには考えてございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

初めての質問ですから、なかなか理解していない部分もあるかと思っておりますけれども、いずれ、こういったような空き家の実態ですね、もう少し深く調査をしながら、実態調査などをしながらですね、その対応策を、ぜひ考えていただかなければ、これから、ますます私は出てくるような感じを持っておりますので、ぜひ、そういったような対応をやっていただきたいということでございます。

それからまた、過日の大雪の際にもケースとしてあったわけですが、密集地の地域では、その空き家の部分が除雪が取り残されるというようなこと等で、車の通行とか、歩行者の通行も、非常に支障を来すというようなこと等もございます。ゆくゆくには除雪なども来ますけども、非常に、その部分だけが取り残される。周辺の、その隣近所に住んでいる方々も高齢で、なかなか、ああいったような大雪にまで、その応援、手が回らないというような実態がございますけども、そういったような実態を町当局の方ではつかんで、このようにしたいとか、そのような考えを持っているのでしょうか。どこもですね、やはり高齢化に伴いまして、こういうような事例があるというように思っておりますけれども、特に、この冬期間の大雪の対応等の場合には、非常に、こういったような部分が難しいというように私は感じております。そういったような実態をどのような感じで見つかっているのか、お知らせいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

全体的なお答えにはならない部分もあろうかと思いますが、3年前の大雪等を踏まえまして、まず、そういった高齢者とか弱者がいるような集落、そういう部分等、コミュニティの力、協働のまちづくりという中にもありますが、そういった中で自助、共助ということもありますが、そういった地域の課題という言い方はおかしいかもしれませんが、そういったような、地域のいろいろな、そういうテーマ等について、いろいろ解決していただいて、そのお手伝いということで、いろいろ活動、自治会に対する活動交付金等も積算しながらお願いしておりましたが、大雪を受けまして、その後、除雪のための燃料費、あるいは人件費的なもの、食料費的なものに活用していただいて、もっと、いろいろなことで2,000,000円から2,500,000円くらいの範囲だと思っておりますが、各自治会に、そういう部分ですということで、それ以降、毎年、加算してお願いしております。

そういった中で、地域によっては宝くじの助成等も活用しながら除雪機を1台、2台、3台くらい購入したところもございますが、そういうようなことで、地域でそういうものも購入したりしながら、地域の中で除雪、助け合っていくということで進めていただいている部分も、中心部にはなかなかあれですが、そういう地域も少しずつ出てきているというようなこともありますので、そういう住民と協働で課題を解決していくというような観点から、これまで取り組んできた部分としてはあるのかなというように思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

各自治会等で、協働のまちというようなことも今話されておりますけれども、それで全部解決すれば、こういうような質問をしなくてもいいわけですよ。もう少し実態をしっかりと調べて、どのような対応をしたらいいのか、ぜひ、その対応策を練っていただきたいなど、このように思っております。

こういったようなことを受けて、全国の進んでいる各町村では、ある町村では、もう既に、こういったような空き家対策として条例なども設けた対応もしているように聞いておりますが、当町ではこういったような、ゆくゆくには条例等も設け、この景観とか、いろいろな、この空き家対策としてのあり方、そしてまた、今後どのように持っていけばいいのか、これから増えると思われますので、こういったような方向は、この条例を設けて、あるいは違う方法で持っていくとか、そういうようなことは、もう今から考えておかなければ、私は手遅れになってくるのではないのかなと、このように思っておりますので、そういったような条例等の制定に向けての、この考え方はあるのかどうか、それも確認をしておきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

お答えをしたいと思います。

空き家対策につきましては、国土交通省でも、かなり全国的に増えているということで、いろいろ検討しているようでございます。

そういった中で、空き家について撤去が進まないのは撤去費用がかかるというようなことで、撤去費用を1,000,000円を限度に5分の4まで助成しますという制度、それから、撤去ではなくて、修繕すれば貸したり、使えると、そういう住宅についてはリフォームをするための資金を、これも1,000,000円を限度に5分の4まで助成をするという制度が25年度から立ち上がっているようでございます。そういうもの、あるいは、先ほど住民会計課長からも答弁がありました、逆に見ると、更地にすることで固定資産税が6倍になるということなわけでございますが、そういったことが、ひとつ、そういう更地化を妨げているというようなことで、今、国の方では自民党を中心に、そういった際の固定資産税を、ある一定期間は上げないというような、そういうような検討もして、次の通常国会等には提出したいというような話も出ているように聞いております。

そういった、今、国の方の動き等もございまして、今、空き家条例等を制定している先進地というのもございまして、やはり、そういったところには、それなりの、やはり課題もあって、その課題を解決しないといけない、目の前に課題があって、これを撤去しなければいけないとかというようなものがある、そういった中での条例制定とか、そういうようなものもあるようにも聞いてございます。

そういった中では、当町としても、そういった動向も踏まえながら、現状をしっかりと把握しながら検討していくべきものではないかなというように思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

いずれ、こういったような部分をですね、まず、早急に実態を把握していただいて、どのような方向付けをするかをですね、示していただきたいなど、このように思っております。

先ほどは、副町長も手を挙げて答弁に立とうとしておりましたので、副町長の答弁をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

先ほど、総務企画課長の方から答弁いたしましたので、内容として同じ答弁を考えてのものでございましたので、よろしくどうぞお願いをいたします。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

まず、空き家対策ばかりやっておりますと、時間がなくなってまいりますので、次に国保財政運営の方に入らせていただきたいと思えます。

国保には、基本的に構造問題があると言われております。その構成年齢が高い、あるいは医療費の水準が高い、あるいは所得水準が低いとか、そういうような構造問題ですが、これを取り払わない限りは、その対応策が出てこないと思えますけれども、こういったような部分については、どのようなお考えでしょうか。

議長（中崎和久君）

住民会計課長。

住民会計課長（上小路隆男君）

先ほども町長から答弁を申し上げましたが、被保険者数3,000人未満の保険者は非常に財政が厳しい全国的な状況でございます。そのような小規模保険者が、全国に数多くございますので、国の方では今現在、社会保障制度改革の工程表と位置付けますプログラム法案を策定しまして、今後、事務レベルの協議を進めていくというような部分で始まっておるところでございます。法案を27年度に提案しまして、29年度から県への移行を目指す、このようなことで今現在進めておる状況でございますが、この部分につきまして、いわゆる保険料の部分につきましては、これまでどおり市町村が担っていく、あるいは制度的な部分については、財政的な部分については県が担っていく、このようなことが今後詰められてくることと思っておりますが、そういった中で、財源的な裏付け措置というものが確保できれば、県への移行が進むものと思っておりますので、その部分を注意深く注視しながら、今後の部分について進めていきたい、進めていきたいといえますか、今後の部分について対応していきたいというように考えておりますので、よろしく願います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

次にですね、当町の医療費の関係なのですが、ずっと1人当たりの医療費が増加してきていると思っておりますが、これが、例えば全国、あるいは県、あるいは市町村を平均いたしますと、比較しますとですね、当町の医療費のランクは、どのようなランク付けになるのかですね。

それからまた、その高いような部分については、もちろん、この医療費の抑制策も、

やはり考えていかなければならないだろうというように思いますけども、そういったような対応策についてお伺いをいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

住民会計課長。

住民会計課長（上小路隆男君）

葛巻町における、その医療費、いわゆる1人当たりの医療費というような部分で見ますと、管内と比較しまして、葛巻の場合には、医療費自体はそのように他と比較して突出して高いというような状況にはないものというように見ておりました。

ただ、内容を見てみますと、高血圧あるいは糖尿病等の患者数が多い状況にありまして、そのような部分を見ますと、1件当たりの医療費といいますか、ここの部分が他の類似団体、あるいは管内の状況に比較しまして、葛巻町の方がやや高い、いわゆる件数が少ないけれども、医療費が多いというような状況にございます。

そのような意味合いからしますと、今後、保険者数が減っていくわけにございますけれども、医療費の部分については、なかなか削減、目に見えるような状況では削減はしないものかというように思っておりましたが、そのような状況で、必ずしも他の団体と比較して、医療費が高いというようには見えておりませんので、よろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

先ほどの答弁の中にもありましたとおり、26年度の当初予算で、一般会計から130,000,000円ほどの繰り入れを考えているというようなことで、これも、これから審議に入るわけではありますが、こういったような多額の金額を繰り入れしなければ国保会計が成り立っていかないというようなことでございます。

こういったような部分では、これは、副町長から答弁を求めたいと思いますけども、こういったような国保の事業運営計画、こういったような部分については、この計画書を定めるとか、指針を定めた上で、こういったような、あまり一般会計からも繰り入れをしなくても済むような、そしてまた、この国保税の徴収率も上げるとか、そういったような対応策、こういったようなことも出てくるでしょうし、それからまた、病院費の抑制策等々も考え合わせますと、このまま、何もしないまま、その計画、指針もないままいきますと、ますます、これが増嵩してくるような感じがいたしますけれども、そういったような対応策について具体的にお知らせをいただきたいというように思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（ 觸澤義美君 ）

今後の国保運営に係る保健指導と申しますか、保健事業等々を含めてのご質問でございますが、現在、今年度でございますけれども、具体的にそういう点での取り組みといたしましても、各地区に出向いての先生と、お医者さんと、葛巻病院の先生と、そして保健師等々の保健相談と申しますか、そういう、あるいは健康講話等々を開催しながら、健康を、地域のそれぞれの取り組みと、そしてまた、地域内でのお互いの、そういう喚起し合いながらの取り組みと申しますか、そういう面での両面から取り組むということで、今年度から取り組みもしておるところであります。

そういう中に、今後の方針と申しますか、ということでございますが、具体的に今後の対応については検討させていただきたいと、このように思いますし、今後の健康づくり対策等々におきましても、現在も、来年度に向けての対応も進めておりますので、そういう部分等の中でも、今後の健康づくり、あるいは国保財政に係る、関連する方針等についても検討させていただきたいと、このように思います。

1 番（ 柴田勇雄君 ）

終わります。

議長（ 中崎和久君 ）

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。

議事の都合により、3月10日から14日まで休会としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

異議なしと認めます。

したがって、3月10日から14日までを休会とすることに決定しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました、議案第9号から議案第22号までの補正予算等の案件の審査につきましては、3月10日に行い、議案第3号から議案第8号までの予算審査につきましては、3月13日と14日の2日間で行いますので、ご承知願います。

本日は、これで散会します。

ご苦勞様でした。

（ 散会時刻 14時32分 ）